

第 109 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算

令和 3 年 9 月 福岡県議会定例会議案 その 1
第 15 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
109	令和3年度福岡県一般会計補正予算（第10号）	1

一 般 会 計

第109号議案

令和3年度福岡県一般会計補正予算（第10号）

令和3年度福岡県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,368,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,557,281,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和3年9月10日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		5,982,999	518,876	6,501,875
	1 分担金	108,875	10,827	119,702
	2 負担金	5,874,124	508,049	6,382,173
9 国庫支出金		605,275,303	74,961,995	680,237,298
	1 国庫負担金	99,553,964	846,752	100,400,716
	2 国庫補助金	498,992,864	74,115,243	573,108,107
12 繰入金		20,723,217	39,430	20,762,647
	2 基金繰入金	17,481,681	39,430	17,521,111
13 繰越金		577,495	669,767	1,247,262
	1 繰越金	577,495	669,767	1,247,262
14 諸収入		307,819,974	139,057	307,959,031
	4 受託事業収入	2,886,827	118,766	3,005,593

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 雑 入	7,601,686	20,291	7,621,977
15 県 債		334,875,100	2,039,500	336,914,600
	1 県 債	334,875,100	2,039,500	336,914,600
歳 入 合 計		2,478,913,188	78,368,625	2,557,281,813

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		62,143,643	29,430	62,173,073
	2 企 画 費	13,544,960	29,430	13,574,390
3 保 健 費		312,904,146	62,964,077	375,868,223
	1 保 健 企 画 費	7,445,496	20,000	7,465,496
	3 生 活 衛 生 費	78,736,524	62,944,077	141,680,601
5 生 活 勞 働 費		183,822,810	8,856,867	192,679,677
	5 生 活 保 護 費	46,339,552	8,856,867	55,196,419

6 農 林 水 産 業 費		56,905,583	2,037,444	58,943,027
	4 農 地 費	14,296,785	2,037,444	16,334,229
7 商 工 費		678,205,188	38,931	678,244,119
	2 工 鉱 業 費	5,754,461	28,931	5,783,392
	3 観 光 費	9,733,175	10,000	9,743,175
8 県 土 整 備 費		142,918,425	4,441,876	147,360,301
	2 道 路 橋 り よ う 費	57,732,712	1,677,093	59,409,805
	3 河 川 海 岸 費	45,945,274	926,556	46,871,830
	4 港 湾 費	4,216,368	141,750	4,358,118
	5 都 市 計 画 費	16,506,275	1,696,477	18,202,752
歳 出 合 計		2,478,913,188	78,368,625	2,557,281,813

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農業水利施設保全対策事業費	令和4年度から 令和5年度まで	97,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地事業費	6,090,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	6,691,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
河川事業費	18,382,600				18,689,400			
砂防事業費	3,867,500				3,959,700			
港湾事業費	963,300				1,026,100			
都市計画事業費	3,716,500				4,417,600			
道路事業費	33,199,600				33,474,700			
計	334,875,100							

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	道路改良費	759,500
	3 河川海岸費	広域河川改修費	70,000
		河川災害復旧等関連緊急事業費	970,000
		通常砂防事業費	282,960
		急傾斜地崩壊対策事業費	121,500